

那須町スマホ教室講師・スマホよろず相談員 派遣利用規約

【1. 概要】

町民のデジタル格差解消のため、スマホ教室等に町職員を派遣します。
町職員が出向き簡単なスマホの使い方やセキュリティ対策などの講座を行います。
(講座の希望内容があれば依頼書にご記入ください)
スマホよろず相談所は、相談員としてスマホの困りごとのご相談をお受けします。

【2. お申込み】

本派遣利用規約に同意していただき、依頼書の派遣利用規約同意欄にチェックを入れて提出してください。
資料作成など準備のため、開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。
※スケジュール等の都合で、日時のご希望に沿えない場合もございます。
その場合は、日程調整のご相談をさせていただきます。

【3. 対象】

那須町内の会場で開催するものが対象となります。
ただし、営利等を目的とするものや宗教・政治活動に類するものは対象となりません。
参加者は概ね20人程度までを目安として、20人を超える場合はご相談ください。

【4. 費用】

町職員の派遣や資料作成に係る費用は無料です。
会場利用等の開催に係る費用は主催者負担となります。
可能であればプロジェクターなど使用備品のご用意をお願いします。
印刷物等を資料として用いる場合には、データをお渡ししますので事前に印刷し準備をお願いします。(印刷が難しい場合はご相談ください)

【5. 実施時間・日時】

平日の午前10時から午後5時までの間で、講座は60分～90分を基本とします。
※土・日・祝日での開催はご相談ください。

(令和6年12月5日制定)